

## (5) 令和5年度 学校給食費事業(案)

### 1 学校給食費実費徴収金（現年度分）歳入

小学校	月額	4,350円（1年生4月分2,024円）
	人数	18,416名（教職員、センター職員を含む）
	金額	874,861,000円①
中学校	月額	5,250円（3年生3月分2,727円 特別支援学校3年生3月分1,212円）
	人数	9,892名（教職員、センター職員を含む）
	金額	563,894,000円②
歳入合計①+②		874,861,000円 + 563,894,000円 = <u>1,438,755,000円</u>

### 2 学校給食費実費徴収金（滞納繰越分）歳入

平成16年度～令和4年度滞納繰越分	13,905,578円
歳入合計	13,905,578円 × 47.32%（収入率） ÷ <u>6,580,000円</u>

### 3 学校給食費未納対策

学校給食費の時効は5年となっており、時効を意識した早期の未納対策を講じる必要があります。

#### (1) 現年対策

- ① 口座振替登録の促進  
納入通知書払いの者を対象に年3回（6・10・2月）の案内をします。
- ② 督促状・催告文書  
督促状・・・毎月、学校経由で送付します。  
催告文書・・・年3回（5・10・1月）郵送します。
- ③ 電話催告  
文書催告を行っても納付のない者を対象に随時実施するほか、年2回（12・3月）の強化期間を設けて行います。
- ④ 臨宅・三者面談後の納付相談  
文書催告や電話催告を行っても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回（12・3月）の臨宅や、三者面談後の納付相談を実施します。

#### (2) 滞納繰越対策

- ① 催告文書  
年2回（10・1月）郵送します。
- ② 電話催告  
文書催告を行っても納付のない者を対象に随時実施するほか、年2回（12・3月）の強化期間を設けて行います。
- ③ 臨宅・三者面談後の納付相談  
文書催告や電話催告を行っても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回（12・3月）の臨宅や、三者面談後の納付相談を実施します。
- ④ 児童手当からの充当  
滞納者と接触した際、特に三者面談後の納付相談において同意を得るよう心がけます。
- ⑤ 収納対策課への債権移管  
臨宅等を行っても、接触が図れない者や約束不履行の者については収納対策課へ債権移管します。